

公益財団法人日本セーリング連盟
I J／I Uの推薦候補選定等に関する基準

インターナショナル・セーリング・フェデレーション（以下、「I S A F」という。）が認定する、国際審判資格のインターナショナル・ジャッジ（以下、「I J」という。）又はインターナショナル・アンパイア（以下、「I U」という。）の認定申請に関する公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）のルール委員会（以下、「ルール委員会」という。）諮問の推薦審査機関及び審査する際の基準を、以下のとおり定める。

1. 委員会の設置

- (1) ルール委員会は、I S A F認定国際審判資格であるI J又はI Uの連盟推薦候補選定のために、同委員会の諮問機関として「I J／I U候補推薦委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、ルール委員会委員長（以下、「ルール委員長」という。）、同委員会副委員長並びに連盟のレース委員会委員長を含む委員会委員（以下、「委員」という。）7名で構成する。
- (3) 委員の委嘱は、ルール委員長が、候補者をルール委員会に推薦し、同委員会の承認を経た上で行う。

2. 委員の任期

- (1) 委員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。
- (2) 委員会に欠員を生じた場合には、上記1（3）に準じて委員を補充するものとする。但し、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 委員長及び事務局長

- (1) 委員会には、委員長をおき、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長は、委員会の議長を務め、委員会を代表する。
- (3) 委員会の事務局長（以下、「事務局長」という。）は、ルール委員会事務局長が努め、委員会の会議議事録の作成及び事務を行う。
- (4) 事務局長は、委員全員の事前承認の上で議事録作成のため書記を指名し、委員会に同席させることができる。

4. 招集者

委員会は、ルール委員会の要請を受けルール委員長が会日（I S A F所定期限の2ヶ月以上前）の原則として2週間前に招集する。但し、委員全員の事前の同意がある場合は、これに限らない。

5. 役割

- (1) 委員会は、認定申請者から提出され後記のⅠ受理基準に基づき受理した申請書類を確認した上で後記のⅡ推薦基準に則して、推薦適否を審査する。推薦可と判断した認定申請者（以下、「推薦候補者」という。）についてルール委員長は、委員長からの委員会審査結果を受けて理事会（以下、「理事会」という。）に付議した上、その承認を得るものとする。
- (2) 上記（1）により理事会承認を取得した推薦候補者は、連盟としてのI J又は（及び）I Uの候補者として、I S A F所定手続に沿って推薦するものとする。
- (3) I S A F所定期限の10日前までに理事会が開催されない場合には、ルール委員長は、連盟会長の承認をもって上記（1）所定の理事会承認に代えることができる。その場合、ルール委員長は、事前に委員長にその旨を報告する。

6. 決議

- (1) 委員会の決議は、別段の定めがある他、委員の過半数が出席し、委員長又は委員宛の委任状を含め

た出席委員全員の2／3以上をもって行われる。

- (2) 上記(1)の決議に特別の利害関係を有する委員は、決議に参加することができない。この場合、その委員の数は、上記(1)の数に含まない。

7. 守秘義務

委員及び委員会関係者(8. 所定の傍聴者を含む)は、委員会に提出された書類の内容、議事及び議事録の内容に関しては、関連法令規則等に依らない限り開示してはならない。

8. 傍聴

連盟理事は、委員全員の事前承認がある場合には、委員会を傍聴することができる。

9. 本基準の制定改廃は、ルール委員会の決議による。

附則

1. 委員会の細目については、ルール委員長が別途定める。
2. 本基準は、2006年 4月16日から施行する。
3. 本基準は、2011年 4月 9日に一部改定、施行する。
4. 本基準は、2012年12月 8日に一部改定、施行する。

—記—

I. 受理基準

- (1) 認定申請年の6月末日までに、以下の①から③の関係書類一式を連盟事務局ルール委員会 I J / I U 候補推薦委員会宛に送付し、同日までに受理されること。
- ① I S A F への申請にあたり提出する関係書類一式
 - ② 複数の連盟加盟団体からの推薦状
 - ③ I J または I U に2回目以降の申請をしようとする者は、前回申請時に I S A F が認定を見送った理由及びその後これを改善したことを説明できる文書
- (2) 委員会は、以下の場合には認定申請を拒否することができる。
- ① 提出期限遅延
 - ② 提出された必要書類に不備があった場合

II. 推薦基準

- (1) I S A F の関連規則の要件を、全て満たしていること
- (2) 以下の①から⑧の連盟の推薦基準を、全て満たしていること
- ① I S A F 規定31に示されている資質を有すると認められること
 - ② I J または I U に2回目以降の申請をしようとする者は、前回申請時に I S A F が認定を見送った理由についてその後これを改善したこと
 - ③ 連盟のA級ジャッジ(N J)又はナショナル・アンパイア(N U)認定資格者であること
 - ④ 日本に住んでいること
 - ⑤ 主たるジャッジ又はアンパイアとしての活動が日本であること
 - ⑥ 国内において以下の各々の要件に該当すること

〔I J 認定申請者の要件〕

過去4年間に国内の主要な大会等の委員長の職務(「別表-1」1から5までの大会におけるプロテスト委員会の部長を含む)を2回以上(その内の1回は推薦委員会が特に指定する水域大会(「別表-2」)のプロテスト委員長の職務を3回と置き換えることができる)、並びに「別表-1」に記載してある主要な大会のプロテスト委員会委員を4回以上経験していること。

〔IU認定申請者の要件〕

過去4年間に国内におけるグレード4以上のマッチレースの大会、または「別表－3」に記載してある主要なチームレースの大会等において、5回以上のアンパイア経験があり、かつそのうち2回以上でチーフ・アンパイアの職務を経験していること。

- ⑦ 複数の連盟加盟団体による推薦があること
- ⑧ 認定申請年に委員会委員でないこと

「別表－1」

I Jに関し、主要な全日本選手権大会等とは、次をいう。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 国民体育大会2. 国民体育大会リハーサル大会3. 全日本実業団ヨット選手権大会4. 全日本学生ヨット選手権大会5. 全国高等学校ヨット選手権大会6. 全日本J－24級ヨット選手権大会7. 全日本470級ヨット選手権大会8. 全日本スナイプ級ヨット選手権大会9. 全日本FJ級ヨット選手権大会10. 全日本OP級ヨット選手権大会11. 江ノ島オリンピックウィーク12. 和歌山インターナショナルレガッタ13. ジャパン・カップ14. パール・レース15. インターナショナルジュリーを構成する大会16. その他、ルール委員長が認める大会 |
|---|

*インターナショナルジュリーを構成する大会のジュリー・セクレタリー、又は上記大会のプロテスト委員会事務局長（チーフ・セクレタリー）については、上記大会のプロテスト委員会委員に準ずるものとする。

「別表－2」

I Jに関し、推薦委員会が特に指定する水域大会とは、次をいう。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 全日本実業団ヨット選手権大会水域予選会2. 全日本学生ヨット選手権大会水域予選会3. 全国高等学校ヨット選手権大会水域予選会4. その他、ルール委員長が認める大会 |
|---|

「別表－3」

I Uに関し、主要なチームレースの大会等とは次をいう。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 全日本チームレース選手権2. 全日本OPチームレース選手権3. その他、ルール委員長が認める大会 |
|---|